

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、整備補給隊の編制に関する訓令を次のように定める。

平成10年12月2日

防衛庁長官 野呂田 芳 成

### 整備補給隊の編制に関する訓令

（任務）

第1条 整備補給隊（航空隊及び教育航空隊の編制に関する訓令（昭和40年海上自衛隊訓令第10号）第2章に規定する航空隊（乙）に編成する整備補給隊を除く。以下同じ。）は、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

- (1) 当該整備補給隊が所在する基地（航空基地隊の編制に関する訓令（昭和36年海上自衛隊訓令第47号）別表に掲げる基地をいう。以下同じ。）を常時又は臨時に使用する海上自衛隊の部隊に装備する航空機、搭載装備品及び航空機の運用に直接必要な装備品（以下「航空機等」という。）並びに需品（糧食及び衛生資材を除く。）の整備に関する事。
- (2) 当該整備補給隊が所在する基地に常時所在する航空隊が行う航空機等の整備に関する業務の統制に関する事。
- (3) 当該整備補給隊が所在する基地において使用する基地用の電子器材（航空保安用無線器材、教育訓練用器材、地上救難用器材及び気象用器材に限る。）の整備に関する事。
- (4) 当該整備補給隊が所在する基地に常時所在する海上自衛隊の部隊及び機関並びに当該基地を臨時に使用する海上自衛隊の隊員及び部隊に関して、物品（糧食及び衛生資材を除く。以下同じ。）の補給並びに輸送に関する事。

（編制）

第2条 整備補給隊は、整備補給隊本部、航空機整備隊、電子整備隊、武器整備隊、機側整備隊及び補給隊をもって編成する。ただし、必要があると認めるときは、整備補給隊本部以外の隊の一部を編成に加えないことができる。

（司令及び副長）

第3条 整備補給隊の長は、整備補給隊司令（以下「司令」という。）とする。

- 2 司令は、1等海佐をもって充てる。
- 3 司令は、航空群司令又は教育航空群司令の指揮監督を受け、整備補給隊の隊務を統括する。
- 4 整備補給隊に副長1人を置く。
- 5 副長は、司令を助け、整備補給隊の事務を整理し、司令に事故があるとき、又は司令

が欠けたときは、司令の職務を行う。

(整備補給隊本部)

第4条 整備補給隊本部においては、司令の行う整備補給隊の隊務の統括に必要な事務をつかさどる。

(航空機整備隊)

第5条 航空機整備隊の長は、航空機整備隊長とする。

2 航空機整備隊長は、司令の命を受け、発動機、電機、計器及び機体の整備を行う。

(電子整備隊)

第6条 電子整備隊の長は、電子整備隊長とする。

2 電子整備隊長は、司令の命を受け、電子器材の整備（武器整備隊を欠く整備補給隊にあっては、救命器材の整備を含む。）を行う。

(武器整備隊)

第7条 武器整備隊の長は、武器整備隊長とする。

2 武器整備隊長は、司令の命を受け、航空武器及び救命器材の整備を行う。

(機側整備隊)

第8条 機側整備隊の長は、機側整備隊長とする。

2 機側整備隊長は、司令の命を受け、航空機等の飛行前後の点検及び整備並びに定期検査及び故障検査を行う。

(補給隊)

第9条 補給隊の長は、補給隊長とする。

2 補給隊長は、司令の命を受け、物品の調達、保管、補給及び整備並びに被服の支給及び交換並びに輸送に関する業務を行う。

(分隊)

第10条 整備補給隊に、規律の維持、隊員の身上取扱い等のため、分隊1以上を編成することができる。

(委任規定)

第11条 この訓令に定めるもののほか、整備補給隊の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

2 支援整備隊の編制に関する訓令（昭和36年海上自衛隊訓令第46号）は、廃止する。

附 則（平成13年3月2日海上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、平成13年3月24日から施行する。

附 則（平成14年3月20日海上自衛隊訓令第26号）

この訓令は、平成14年3月22日から施行する。

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号防衛省職員の健康管理に関する

訓令等の一部を改正する訓令第78条) (抄)

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則 (平成30年2月28日防衛省訓令第5号船舶の造修等に関する訓令等の一部を改正する訓令第10条)

この訓令は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 第3条、第5条から第7条まで及び第10条の規定 平成30年3月23日